

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：岩永好明
  - (2) 代表者職氏名：岩永 好明
  - (3) 所 在 地：長崎県南島原市南有馬町乙 1067
  
- 2 取り消した計画の認定番号（1件）

（平成 30 年 3 月 9 日認定）

認 1712002591
  
- 3 措置内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和元年 9 月 6 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 措置理由

技能実習計画に記載された実習予定時間を大幅に超過して技能実習を行わせていたほか、技能実習計画に記載された居住費よりも高い金額を居住費として徴収していたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消し事由に該当するため。